



常任委員会だより



本会議から当常任委員会に付託された案件は、議案三件 陳情二件である

平成十九年度仙北市一般会計補正予算(第二号)【歳出】財産管理費

問 水沢ゲレンデのロマンス

リフトの修理費並びに整備に対し支出するという説明だが、今後、このような高額な修理が必要となることはないのか。また、管理費軽減のために、県へ無償譲渡をする考えはないのか。

答 平成十八年度も修繕しており、引き続き今回も修繕を行うことで、当分の間は大規模な修繕は必要ないと認識している。県の所管が教育委員会から観光課に変更になったことを受け、県に対し「引き取ってもらわれないか」と打診をしたが、

「検討する」との回答であったので、今後も働きかけをしていきたい。

諸費

問 平成十九年一月二十二日

の臨時会で、訴訟関係は和解し全部終わったものと解釈していたにも関わらず、今回、一審・二審の裁判費用として請求があった。市当局の対応如何によって、このような請求はなかったのではないかと考えるが。

答 平成十九年一月二十二日

の臨時会の事件については、仙北市になってから仙北市を相手に起こされたものである。裁判所を通しての訴訟で、内容は、遅延損害金・慰謝料・裁判費用の請求についてとなるが、七回の裁判の中で最終的に商法に定められた計算に基づいた遅延損害金だけ支払いなさいという勧告を受け、この和解案を受け入れる事にし、相手も同意し和解の方向になり、これを履行する為、議会上程したものである。説明の中で「これ以上の税金を使うことは望ましくない。そうすべきでない。」と申し上げたのは、

法的に払わなければならぬ額のみで和解すること、市の持ち出しを最小限に出来るベストの道と皆さんにご理解いただいて認めていただきたい意味で申し上げた。さかのぼっての最高裁判決の一項目である一審・二審の裁判費用を含めてのこれ以上の持ち出しという事ではなかった。これは、請求があった時点でそれに応ずる必要があるのは過去に決まっていたことだと言う事だ。前は仙北市において受けた課題について正規に処理をし、履行したことであり、今回は、合併前の自治体での決定事項の履行を、裁判所を通して求められて来た事で、今般、新しく訴えられたとか、その結果争って負けたとかではないと御理解いただきたい。

問 今後、請求者と面会し、

市対市民として協力・共同の関係で関わることを要望するがそれに関し考え方は。

答 前の裁判における結果に

ついての残された問題の処置がすんだ後において、これ以上のことは無いことを請求者に対し何らかの形で

確認はするべきだと思っっている。前回までできなかったのは、仙北市として訴訟されたのは遅延損害金の支払いで、それに基づく結審を受け、これの履行のみでよいと判断したので、さかのぼって一審・二審の裁判費用があるが、これについてはどうかという形ではその時点ではしていなかった。

採決の結果

一般会計補正予算(第二号)については、賛成三・反対三 委員長裁決により原案を可とした。



修理される水沢ロマンスリフト